

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する 検討会及び小規模店舗WG設置要綱

(設置)

第1条 国土交通省では、前回の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（以下、「ガイドライン」という。）」の改正から約2年半が経過したことから、障害者団体等からの要望を踏まえ、必要な見直しを行うため、学識経験者、高齢者・障害者団体、事業者団体等から構成される「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会（以下、「検討会」という。）」を設置し、ガイドラインについて改正すべき内容の検討を行う。

また、高齢者、障害者等の利用に配慮した小規模店舗の設計等に関する考え方・留意点について集中的に議論を行うため、検討会の下に「小規模店舗WG」を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会、小規模店舗WGは、高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討を行う。

(組織)

第3条 検討会、小規模店舗WGは、別紙に掲げる委員をもって組織する。

2 委員の任期は、委嘱の日から、令和3年3月31日までとする。

(座長)

第4条 検討会、小規模店舗WGに座長を1名置き、座長は、東洋大学の高橋儀平名誉教授をもって充てる。

2 座長は会務を総理し、検討会、小規模店舗WGを代表する。

(検討会、小規模店舗WG)

第5条 検討会、小規模店舗WGの会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

2 座長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(議事の公開)

第6条 検討会、小規模店舗WGは公開するものとし、その議事要旨は公開とする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがあるもの、特定の事業者に関連したもののその他座長が公開することが適当でないものと認めたものは公開しないものとする。

(事務局)

第7条 検討会、小規模店舗WGの事務局は、国土交通省住宅局建築指導課、(株)市浦ハウジング&プランニング及び(一財)国土技術研究センターに置く。

2 検討会、小規模店舗WGの庶務は、(一財)国土技術研究センターが行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会、小規模店舗WGの運営に関し必要な事項は、座長が検討会、小規模店舗WGに諮って定める。

附則 この要綱は、令和2年1月31日から施行する。

別紙 (略)